

技術研究組合NMEMS技術研究機構の物品(役務)の購入等のための必要書類

2014年8月4日

技術研究組合NMEMS技術研究機構

必要書類	作成者	200万円未満	200万円以上	備考・補足
仕様書	研究者	○	○	仕様書は見積書の取得に必要な情報を詳細に記載する
見積書	業者	○ 1者以上	○ 2者以上	(注)1
選定理由書	研究者	×	○ 随意契約	200万円以上で1者見積り(随意契約)の場合は必須
物品(役務)発注伺書	研究者	○	○	備考欄に必要理由を記入する(注)2
発注書	本部	○	○	発注は全て本部で行う(研究者の発注は不可)
契約書(本部対応)	本部	×	○	200万円以上の案件は全て発注先と契約書を締結(本部で対応)
納品書(原本)	業者	○	○	研究現場の検収担当者が確認・押印し本部へ提出(注)3・4
検収調書	研究者	△ 機械装置のみ	○	発注起案者と検収内容確認できる2名で検収して書類に押印する(注)5
検収確認内容	研究者	×	△ 機械装置のみ	200万円以上の機械装置には検収調書に添付する
外注案件報告書	業者	○	○	業者から分析・調査等は報告書入手し本部へ提出(電子データでも良い)
市場調査案件報告書	業者	○	○	諸経費の市場調査・技術動向調査案件は検収エビデンスとして納品書に添付する
請求書(原本)	業者	○	○	業者より本部へ直接送付される

(注)1. 10万円未満で価格が明らかなものは、見積書に代えて価格が記載されているカタログ等のコピーを添付しても良い

但し、カタログ品でも価格交渉できる場合は見積りを取るようにする

(注)2. 研究開発テーマや研究に必要な理由を記載する

(注)3. 金額に関わらず検収作業は必ず2名以上で行う(発注起案者のみの検収は認められない)

(注)4. 納品書は原則社判入りの原本を入手し、納品日または出荷日が記載されているもの

(注)5. 機械装置の場合は金額に関わらず検収調書を作成して納品書に添付する